

日高市地域公共交通計画における 基本方針・数値指標の設定・ 目標達成のための施策事業について

第4回日高市地域公共交通協議会
2024年8月30日 @日高市役所



Ⅰ. 計画の区域・期間

- 計画の区域は、市全域とします。市を跨ぐ路線については、計画の対象に含めるものとし、隣接市町との調整を図ります。
- 計画期間は、令和7年度より5年間（令和11年度まで）とします。

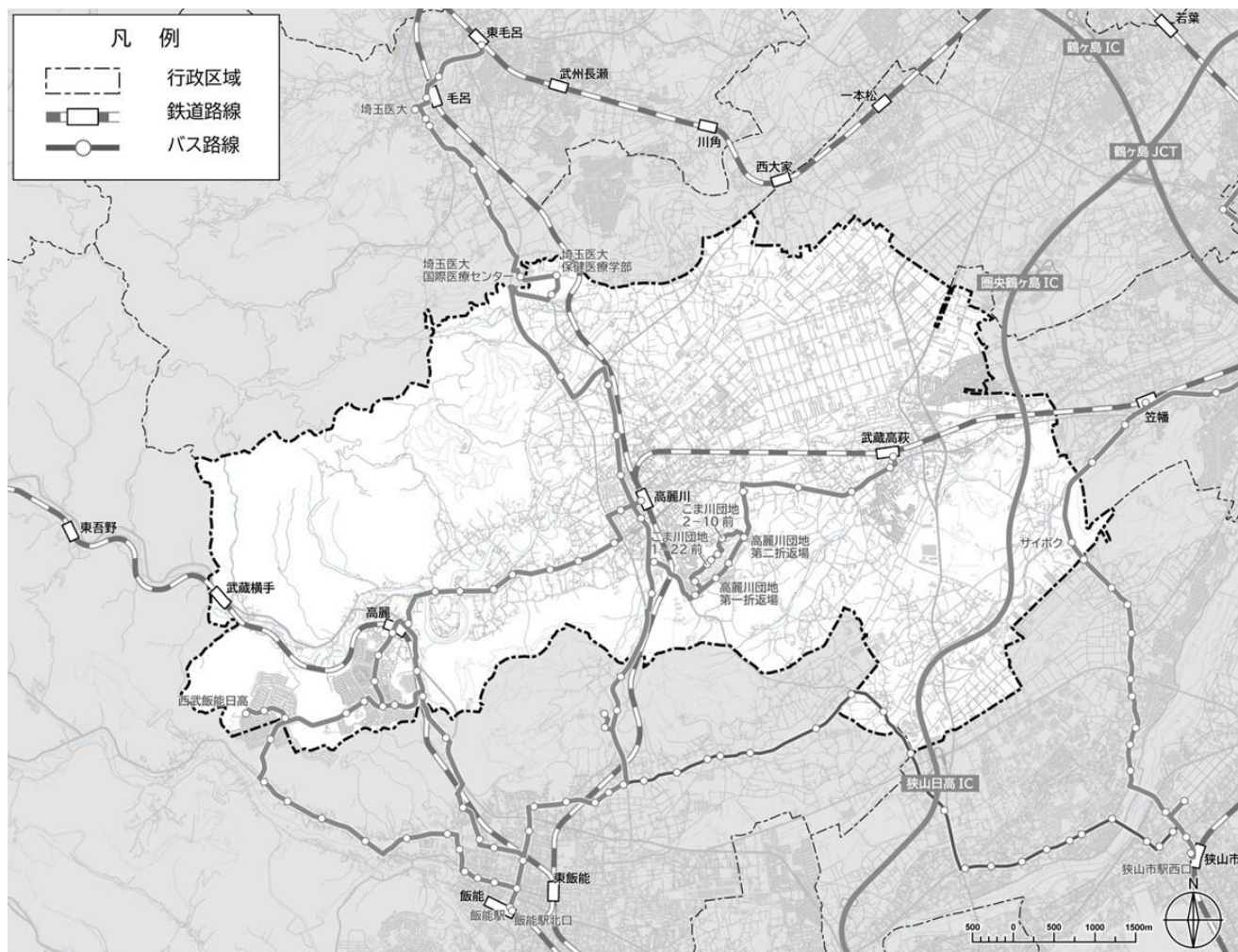


図 計画の区域（行政区域全体）

【出典】 交通事業者ホームページに基づき作成

2. 基本方針

現状・課題①：日高市の地域特性

- 人口減少・少子高齢化が進んでいる
- 自家用車利用を前提としたまちが形成されている
- 拠点整備や公共施設の統廃合が進む
- 市街化区域以外に人口の半数が居住している
- 女性・高齢者の社会進出が進んでいる

現状・課題②：移動ニーズの実態

- 人口減少以上のペースで外出機会の減少が進んでいる
- 自家用車を持たない・持てない世帯が増加している
- 移動が不便なことにより外出機会が抑制されている
- 公共交通の利便性が低い市内東部エリアで公共交通への満足度が低い

現状・課題③：移動支援の実態

- 民間交通事業者では、運転者・スタッフを含めた担い手不足や苦しい経営状況が続く、廃止が懸念される便もある
- ボランティアによる社会貢献活動によって移動支援が行われている
- 移動支援を必要としている人に対して必要なサービスが十分に行き渡っていない
- 活用可能な輸送資源がある

基本方針

人口減少社会下においても、おでかけ機会の確保を通じて「選ばれつづけるまち」をつくる

- 多様な主体が活躍し、移動制約者を含む市民誰もが利便性ある生活を送ることのできる、持続可能な公共交通を目指す
- 市民や来街者のおでかけの機会を引き出すことで、日高市の「ファン」を増やす

施策の柱①： おでかけの足を確保する

- 市民誰もが自分の行きたい場所に行って、活動して、帰ってくるができる環境を移動面から支える
- 多様な世代・属性の方が外出しやすい環境を移動面から支える

施策の柱②： 持続的に移動を支えるための体制をつくる

- 特定の主体に過度な負担をかけることなく、持続可能な公共交通の運営体制を構築する
- 安全・安心面でのリスクの小さい公共交通の運営体制を構築する
- 交通DXの活用により、公共交通利用の利便性と事業の持続性の両立を図る

施策の柱③： 魅力的な目的地にアクセスしやすい環境をつくる

- 目的地の魅力向上と合わせて、外出が楽しくなる仕組みをつくる
- 移動そのものの楽しさ・便利さ・格好良さを追求し、移動の価値を高める
- ゼロカーボントransポートにより、環境にやさしい街を実現する

※ () カッコ内の数字は施策の柱の番号

施策のねらい

必須行動の目的地に誰でも到達できるようにする
(①②)

多様な世代・属性の外出機会を増やす
(①③)

今ある移動手段を守り、支える
(①②)

地域資源を総動員する
(①②)

公共交通と福祉交通の連携を強化する
(①②)

公共交通を更に運用しやすく、使いやすくする
(②)

交通とまちづくりの連携を強化する
(③)

地域産業との連携を強化する
(③)

周遊・滞在しやすいまちをつくる
(①③)

脱炭素化を推進する
(③)

施策事業

交通空白地への移動支援の拡充

目的地施設と連携した交通サービスの見直し

既存公共交通の維持・確保・利用促進・担い手確保支援

民間事業者や福祉施策との連携促進

公共交通と福祉交通の役割分担の見直し

交通DXの導入検討・情報発信の充実化

拠点整備と連携した交通サービスの見直し

地域企業と連携した体制・サービスの強化

移動から楽しい観光・周遊施策の拡充

環境にやさしい移動への転換・交通GXの推進

3. 目標達成のための施策事業

- 施策の柱に基づき、設定した施策事業（案）を担当課へ一次照会を行った結果を示します。

施策の柱	施策のねらい	施策事業 ※カッコ内は関連計画	担当課
施策の柱①： おでかけの足を確保する	必須行動の目的地に 誰でも到達できるようにする	施策①-1-1 既存の公共交通を補完する新たな移動手段の導入	危機管理課
		施策①-1-2 義務教育学校の開校と合わせた通学手段の確保	学校教育課
	多様な世代・属性の 外出機会を増やす	施策①-2-1 高齢者、障がい者、妊産婦、学生、未就学児等へのおでかけ支援（地域福祉計画、高齢者福祉計画、障がい者計画・障がい者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、立地適正化計画）	生活福祉課 障がい福祉課 子育て応援課 長寿いきがい課 保健相談センター 都市計画課
		施策①-2-2 公共交通施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進（都市計画マスタープラン、立地適正化計画）	危機管理課 都市計画課
		施策①-2-3 交流活動等と連携した移動手段の確保	生活福祉課 障がい福祉課 子育て応援課 長寿いきがい課 生涯学習課

3. 目標達成のための施策事業

- 施策の柱に基づき、設定した施策事業（案）を担当課へ一次照会を行った結果を示します。

施策の柱	施策のねらい	施策事業 ※カッコ内は関連計画	担当課
施策の柱②： 持続的に移動を支えるための体制をつくる	今ある移動手段を守り、支える	施策②-1-1 公共交通軸の維持・確保 ・国庫補助制度等の活用による路線の維持・確保（サービス継続事業・確保維持改善事業の活用を位置付け） ・財政的な支援等による路線の維持・確保 ・鉄道事業者と連携した地域活性化施策の実施 等	危機管理課 都市計画課
		施策②-1-2 全市的な公共交通利用促進策等の展開（総合計画） ・市イベントとの連携やバス教室の開催（立地適正化計画）	政策秘書課 危機管理課 都市計画課
		施策②-1-3 担い手の確保支援 ・公共交通サービス業への就職支援 等	危機管理課 産業振興課
	地域資源を総動員する	施策②-2-1 福祉施策との連携による移動手段の確保 ・地域支え合い事業「地域おたすけ隊」の推進（地域福祉計画・地域福祉活動計画） ・地域自主運行事業の立ち上げ・運営に対する支援（立地適正化計画） ・ファミリー・サポート・センターの充実（子ども・子育て支援事業計画、地域福祉計画・地域福祉活動計画） ・ボランティアサポーターの養成（地域福祉計画・地域福祉活動計画） 等	危機管理課 生活福祉課 障がい福祉課 子育て応援課 長寿いきがい課 保健相談センター 都市計画課
		施策②-2-2 民間事業者との効率的な連携 ・送迎バス活用（都市計画マスタープラン） 等	危機管理課 都市計画課

3. 目標達成のための施策事業

- 施策の柱に基づき、設定した施策事業（案）を担当課へ一次照会を行った結果を示します。

施策の柱	施策のねらい	施策事業 ※カッコ内は関連計画	担当課
施策の柱②： 持続的に移動を支えるための体制をつくる	公共交通と福祉交通の連携を強化する	施策②-3-1 ボランティアによる移送サービスとの役割分担の明確化	危機管理課 生活福祉課
		施策②-3-2 福祉有償運送の導入支援	危機管理課 生活福祉課 障がい福祉課 長寿いきがい課
	公共交通を更に運用しやすく、使いやすくする	施策②-4-1 交通DX技術の導入検討 ・次世代公共交通システムの導入検討（立地適正化計画） ・デジタル技術を活用した情報提供（DX推進基本方針） ・キャッシュレス決済の導入検討 等	市政情報課 危機管理課 都市計画課
		施策②-4-2 情報発信の充実化 ・市内公共交通マップの作成 ・交通結節点等における情報案内の拡充 等	市政情報課 危機管理課

3. 目標達成のための施策事業

- 施策の柱に基づき、設定した施策事業（案）を担当課へ一次照会を行った結果を示します。

施策の柱	施策のねらい	施策事業 ※カッコ内は関連計画	担当課
施策の柱③： 魅力的な目的地にアクセスしやすい環境をつくる	交通とまちづくりの連携を強化する	施策③-1-1 駅周辺市街地の都市機能強化（都市計画マスタープラン、立地適正化計画） ・駅周辺市街地の整備推進 ・高麗川駅駅舎の橋上化・自由通路の整備・東口の開設とバリアフリー化 ・来訪者の増加策 等	危機管理課 産業振興課 都市計画課 市街地整備課
	地域産業との連携を強化する	施策③-2-1 産業観光・体験型観光との連携	産業振興課
	脱炭素化を推進する	施策③-3-1 交通GX技術の導入検討	危機管理課・環境課
	周遊・滞在しやすいまちをつくる	施策③-4-1 観光シーズンのシャトルバスの運行	産業振興課
		施策③-4-2 公共交通を活用した観光周遊企画の立案 ・観光MaaS、企画乗車券の販売 ・既存観光資源を活用した周遊企画（遠足の聖地プロジェクト推進計画） 等	産業振興課
		施策③-4-3 「乗って楽しい公共交通」の推進 ・スタンプラリー、ラッピングバス、SNSとの連携 等	危機管理課 産業振興課

【追加施策事業リスト（意見）】

- 将来的に地域クラブ活動、拠点校部活動ができた場合の、移動手段のひとつとしての活用。（生涯学習課・学校教育課）
- 「必須行動の目的地に誰でも到達できるようにする、既存の公共交通を補完する新たな移動手段の導入」の施策に含まれると思いますが、選挙の際の投票所への移動手段も課題のひとつです。

3. 目標達成のための施策事業

- 事業者との調整のもと、国庫補助や県の補助を活用するなど、公共交通軸の維持確保に向けて、市として可能な支援を行います。
- 官民連携のもとで、全市的な公共交通利用促進策を展開します。

施策②-1-1

公共交通軸の維持・確保

(1) 現状・課題

- 本市の公共交通軸（鉄道交通軸・基幹的なバス交通軸（1日片道30本以上の運行本数）・維持すべきバス交通軸）は、民間交通事業者による自助努力のもと、運行が継続されてきました。
- 日高・飯能路線をはじめ、利用者の減少や乗務員不足による安定的な運行が見込めず、苦渋の決断のもとで廃止を検討せざるを得ない系統も出てきています。
- 公共交通は、今後も市民誰もが利便性ある生活を送る上での基盤として大切であるため、廃止に至る前に必要な措置を行うことが重要です。

(2) 目的

- 市民の生活及び本市の発展を支えるために必要な公共交通サービス水準を維持するため、公共交通軸の維持・確保を図ります。

(3) 取組内容

- 交通事業者との調整のもと、国庫補助や県の補助を活用するなど、公共交通軸の維持確保に向けて、市として可能な支援を行います。

▼活用可能な補助金の例

交付主体	補助金
国	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
埼玉県	埼玉県生活交通路線維持費補助金
埼玉県	埼玉県生活維持路線確保対策費補助

施策②-1-2

全市的な公共交通利用促進策等の展開

(1) 現状・課題

- 本市では、地域の需要に応じて運行本数に差はあるものの、1時間に1本程度の頻度で既存の公共交通サービスが展開されています。
- 他方、市民アンケート調査結果では、「どの停留所・路線を使えばいいか分かりにくい」といった声も一定数あり、使い方の周知促進が求められています。

(2) 目的

- 既存の交通インフラを最大限に活用し、これまで以上に利用促進を図っていくため、官民連携のもとで、全市的な公共交通利用促進策を展開します。

(3) 取組内容

- 市イベントの開催に当たっての路線バスの案内周知やバスの乗り方教室の開催、交通事業者と連携したモビリティ・マネジメント等により、市内路線バスの利用促進を図ります。



▲バスの乗り方教室の開催イメージ

【出典】

https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/c-planning/traffic/bus_t/rosen/p33193.html

4. 数値指標の設定

- 「地域公共交通計画」の実質化に向けた検討会や、法令規定指標、上位・関連計画等の数値指標を踏まえ、以下の通り候補となる数値指標を列挙します。

施策の柱	指標 ○：アウトプット、●：アウトカム	データの取得・算出方法
施策の柱① おでかけの足を確保する	指標1-1 ●鉄道駅の1日平均乗車人数 (●各公共交通軸・拠点の利用者総数 ※法律)	ICカード情報・交通事業者による情報から算出
	指標1-2 ○●公共交通分担率	アンケート調査（パーソントリップ調査）から系統別の利用実績を算出
	指標1-3 ○（一定時間内に）公共交通で通院・通学できる高齢者、こどもの割合	人口情報・施設情報・系統情報・便情報はいずれも机上調査から算出
	指標1-4 ●高齢者、こどもの公共交通の利用回数	属性別（シルバーパス、通学定期券）の利用者数から算出
	指標1-5 ○●高齢者、こどもの1日平均の移動回数	アンケート調査（パーソントリップ調査）から算出
	指標1-6 ●公共交通空白の居住人口の割合	鉄道駅・バス停留所から一定距離のバッファを取り、人口メッシュデータと重ね合わせて算出（机上調査）
施策の柱② 持続的に移動を支えるための体制をつくる	指標2-1 ○各公共交通軸の運行頻度・回数	公共交通軸の対象系統の運行本数から算出
	指標2-2 ○公共交通の収支 ※法律・公的資金投入額 ※省令	交通事業者による収支情報（系統別）、公的負担額に関する情報から算出
	指標2-3 ○地域自主運行利用者数 ※法律	地域自主運行の利用実績から算出
	指標2-4 ●公共交通の利用者総数 ※法律	運輸局・運輸支局による情報から算出
	指標2-5 ●公共交通に従事する運転者数	運輸局・運輸支局による供給情報（車両・人員）から算出
	指標2-6 ○地域公共交通の利用頻度	アンケート調査から算出
	指標2-7 ●医療費・介護保険料	公的負担額に関する情報から算出
施策の柱③ 魅力的な目的地にアクセスしやすい環境をつくる	指標3-1 ○●住民等の公共交通に対する満足度・認知度	アンケート調査から算出

赤字：「地域公共交通計画」の実質化に向けた検討会 中間とりまとめに記載のある指標。

※法律：法令規定指標（標準指標）として、入れる必要がある指標。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第五条第4項に定められる。ただし、「地域公共交通の利用者数」は、総数、1便当たり、走行台キロ当たり等、集計単位は問わない。また、集計対象は、地域公共交通全体、鉄道・バス等の特定のモード限定、特定の系統・サービス限定とするなど、地域の実情に応じて設定可能である。

※省令：法令規定指標（標準指標）として、入れる必要がある指標。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則 第十条の二に定められる。

5. 本日の議題／今後の検討項目

- 以下については本日の協議会において協議を行う
 - 計画の区域・計画期間
 - 基本方針
 - 目標達成のための施策事業
 - 数値指標の設定（候補リストのうち、採用すべき指標を選定）
- 以下については次回の交通戦略部会（11月予定）までに検討を進める
 - 各施策事業の詳細内容
 - 数値指標の現状値・目標値
 - モニタリング・評価計画

※次回の交通戦略部会時点では、計画（素案）を提示予定

【参考】地域公共交通計画で記載が求められる事項（地域交通法で定められている記載事項）

- 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- 計画の区域
- 計画の目標
- 目標を達成するために行う事業・実施主体
- 計画の達成状況の評価に関する事項
- 計画期間
- その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

●：本日の議題